

# 半 期 報 告 書

(第109期中) 自 平成19年 4月 1日  
至 平成19年 9月30日

株 式 会 社 親 和 銀 行

5 0 1 0 7 3

第109期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

# 半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株 式 会 社 親 和 銀 行

# 目 次

	頁
第109期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	5
3 【関係会社の状況】 .....	5
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【業績等の概要】 .....	6
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	25
3 【対処すべき課題】 .....	25
4 【経営上の重要な契約等】 .....	25
5 【研究開発活動】 .....	25
第3 【設備の状況】 .....	26
1 【主要な設備の状況】 .....	26
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	26
第4 【提出会社の状況】 .....	27
1 【株式等の状況】 .....	27
(1) 【株式の総数等】 .....	27
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	31
(3) 【ライツプランの内容】 .....	31
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 .....	31
(5) 【大株主の状況】 .....	31
(6) 【議決権の状況】 .....	32
2 【株価の推移】 .....	32
3 【役員の状況】 .....	33
第5 【経理の状況】 .....	35
1 【中間連結財務諸表等】 .....	36
(1) 【中間連結財務諸表】 .....	36
【中間連結貸借対照表】 .....	36
【中間連結損益計算書】 .....	39
【中間連結株主資本等変動計算書】 .....	40
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 .....	43
(2) 【その他】 .....	87
2 【中間財務諸表等】 .....	88
(1) 【中間財務諸表】 .....	88
【中間貸借対照表】 .....	88
【中間損益計算書】 .....	91
【中間株主資本等変動計算書】 .....	92
(2) 【その他】 .....	120
第6 【提出会社の参考情報】 .....	121
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	122
中間監査報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第109期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 親和銀行

【英訳名】 THE SHINWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鬼 木 和 夫

【本店の所在の場所】 長崎県佐世保市島瀬町10番12号

【電話番号】 佐世保(0956)24-5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 小 川 正 信

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区西中洲 6 番27号  
株式会社 親和銀行福岡地区本部

【電話番号】 福岡(092)781-2945(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員福岡地区本部長 坂 田 辰 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社 親和銀行東京支店  
(東京都中央区銀座一丁目16番7号)  
株式会社 親和銀行福岡営業部  
(福岡市中央区西中洲 6 番27号)

(注) 上記は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、継続的に備置くこととしております。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	42,079	31,992	27,922	86,437	73,472
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	7,132	33,144	91,591	12,155	57,659
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	4,204	41,373	100,303		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				5,140	67,645
連結純資産額	百万円	90,454	62,064	68,123	99,772	68,458
連結総資産額	百万円	2,518,157	2,399,007	2,212,902	2,576,149	2,369,083
1株当たり純資産額	円	180.09	72.29	22.84	185.96	59.54
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	13.68	110.87	174.38		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期 純損失)	円				14.80	156.31
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	10.13				
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				11.96	
自己資本比率	%		2.37	2.84		2.67
連結自己資本比率 (国内基準)	%	6.97	5.55	6.56	8.50	5.76
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	56,500	12,836	109,097	414	103,138
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,172	34,503	9,771	88,769	44,816
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,410	187	99,649	38,783	29,656
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	79,699	67,546	61,071		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				89,387	60,735
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,205 〔851〕	2,083 〔938〕	2,063 〔1,035〕	2,104 〔864〕	2,015 〔967〕

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定に当たり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 6 平成18年度中間連結会計期間及び平成19年度中間連結会計期間並びに平成18年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、純損失が計上されているので記載しておりません。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	41,648	31,515	27,520	85,445	72,891
経常利益 (は経常損失)	百万円	7,044	33,151	92,224	12,236	57,508
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	4,189	41,459	100,555		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				5,095	67,664
資本金	百万円	22,713	30,213	87,531	30,213	45,213
発行済株式総数	千株	普通株式 335,671 優先株式 30,000	普通株式 373,171 優先株式 30,000	普通株式 1,445,626 優先株式 30,000	普通株式 373,171 優先株式 30,000	普通株式 560,671 優先株式 30,000
純資産額	百万円	90,377	56,787	61,598	99,664	62,907
総資産額	百万円	2,514,437	2,398,454	2,213,696	2,573,561	2,371,599
預金残高	百万円	2,176,815	2,108,700	2,015,200	2,142,095	2,123,586
貸出金残高	百万円	1,655,681	1,574,916	1,441,978	1,694,741	1,547,678
有価証券残高	百万円	547,412	654,361	578,970	614,778	591,809
1株当たり純資産額	円	179.86	71.78	21.85	185.67	58.69
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	13.63	111.10	174.82		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期 純損失)	円				14.66	156.35
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	10.09				
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				11.86	
1株当たり配当額	円				3.40	
自己資本比率	%		2.37	2.78		2.65
単体自己資本比率 (国内基準)	%	6.64	4.78	5.49	8.17	4.89
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,948 〔691〕	1,850 〔743〕	1,840 〔814〕	1,853 〔701〕	1,774 〔765〕

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定に当たり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。  
なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 5 第108期中及び第109期中並びに第108期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、純損失が計上されているので記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

### 事業内容の重要な変更

平成19年9月26日、クレジットカード業務を営むしんわディーシーカード株式会社の株式を当行が株式会社九州親和ホールディングスより譲受けたことにより、同社は当行の連結子会社となりました。

## 3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

株式会社九州親和ホールディングス

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社ふく おかフィナン シャルグルー プ	福岡市 中央区	124,799	子会社の 経営管理 業務	59.97	2 (0)				
(連結子会社) しんわディー シーカード株 式会社	長崎県 佐世保市	30	クレジッ トカード 業務	90.0	3 (1)		預金取引 金銭貸借		

(注) 1 上記関係会社は、特定子会社に該当していません。

2 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書の提出会社は株式会社ふくおかフィナンシャルグループであります。

3 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	事務代行業務	債権管理・ 再生支援業 務	信用保証業務	クレジット カード業務	その他業務	合計
従業員数(人)	1,840 〔814〕	177 〔196〕	2 〔1〕	17 〔3〕	11 〔11〕	16 〔10〕	2,063 〔1,035〕

(注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,106人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,840 〔814〕
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員880人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、親和銀行従業員組合と称し、組合員数は1,491人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

4 当行は、執行役員制度を導入しており、執行役員は9名です。

なお、上記従業員数には、執行役員のうち福岡銀行からの出向受入2名を除く7名を含めて記載しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

#### 1 経営方針

##### (1) 経営の基本方針

当行は、これまで地域金融機関として「地域社会への貢献」、「顧客第一主義の徹底」、「健全経営の堅持」、「活力ある企業風土の確立」の四つを経営理念としておりましたが、平成19年10月1日の株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかFG」といいます。）との経営統合を機に、次のグループ経営理念に統一しました。

#### <グループ経営理念>

ふくおかフィナンシャルグループは、  
高い感受性と失敗を恐れない行動力を持ち、  
未来志向で高品質を追求し、人々の最良な選択を後押しする、  
すべてのステークホルダーに対し、価値創造を提供する。

##### (2) 中長期的な経営戦略

当行は、ふくおかFGとの経営統合を機に「中期経営計画2008」（平成19年10月～21年3月）を新たに策定し、平成19年10月からスタートさせました。

当行では、バブル経済崩壊以降、不良債権処理問題が足枷となり前向きな営業拡大に踏み込めず、収益基盤の縮小に歯止めがかからない状況が続いておりましたが、本計画では「不良債権問題との訣別」と「抜本的な収益力」を同時かつ早期に実現し、新たな成長ステージへの移行を目指すとともに、長崎県内への経営リソースの集中配分により、「長崎県内のトップバンク」を目指してまいります。

### 2 経営成績及び財政状態

当中間連結会計期間の日本経済は、緩やかな回復基調で推移しました。企業業績は輸出や設備投資の増加により好調に推移しました。また、雇用についても改善が見られ、個人消費は概ね底堅く推移しました。

一方、当行の主要営業基盤であります長崎県の地域経済は、生産面では一般機械、輸送用機械、電子部品・デバイスなどの製造業において堅調な動きが見られましたが、企業収益の改善の遅れ、雇用・所得環境の回復の遅れなどから個人消費は低迷したほか、建設業では公共事業の低迷および新設住宅着工戸数の大幅な減少が続きました。このように、県内景気は生産面では持ち直しの動きが見られたものの、非製造業で厳しい状況が続いており、回復の足取りは重いものとなりました。

このような経済情勢のなか、当行および当行の親会社である株式会社九州親和ホールディングス（以下、「九州親和HD」といいます。）は、これまで不良債権処理の加速化およびお取引先企

業の事業再生・早期健全化に全力で取り組むなど、経営改善および業績回復に向けて役職員一丸となって取り組んでまいりましたが、平成19年3月期において、将来的に安定した財務基盤を構築し、地域経済への貢献を十分に果たしていくために、抜本的な不良債権処理を実施いたしました。この結果、平成19年3月期の業績予想を下方修正し当期純損失が拡大するとともに、当行単体の自己資本比率は4.89%と極めて低い水準となりました。

かかる状況に鑑み、当行の将来に亘る単独存続は厳しく、自力による経営再建は困難であるとの判断に至り、九州親和HD株主の利益および当行の再生を図るために最善の方法を検討した結果、平成19年5月2日に九州親和HDはふくおかFGに対し経営支援要請を行い、同月24日にはふくおかFG、株式会社福岡銀行（以下、「福岡銀行」といいます。）、九州親和HDおよび当行との間で経営支援に係る基本合意を締結し、同年7月3日には、ふくおかFG、九州親和HDおよび当行は株式譲渡契約を締結いたしました。その後、株主の承認および関係当局の認可を得て、同年10月1日に当行をふくおかFGの完全子会社とする経営統合を実施いたしました。

この間、当行は地域金融機関として早期に健全性を図るため、経営統合前にふくおかFGからの資本支援を受けました。加えて、不良債権処理と事業再生の早期実現のために、経営統合前に必要かつ十分な貸倒引当金の積増しを行うべく、ふくおかFGの格付・自己査定基準および貸倒引当・償却基準を当行に対して適用いたしました。この結果、当中間連結会計期間の当行グループの連結業績は、次のとおりとなりました。

総資産につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆2,129億円となりました。主な内訳としては、貸出金は、不良債権のオフバランス化や企業の資金需要の低迷等を要因として、前中間連結会計期間末比1,454億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆4,511億円となりました。一方、有価証券は、ポートフォリオ見直しによる債券の圧縮に努めました結果、前中間連結会計期間末比738億円減少し、当中間連結会計期間末残高は5,680億円となりました。

負債につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆1,447億円となりました。主な内訳としては、預金・譲渡性預金は、前中間連結会計期間末比1,021億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆621億円となりました。

次に損益につきましては、連結経常収益は前中間連結会計期間比40億70百万円減少の279億22百万円、連結経常費用は前中間連結会計期間比543億78百万円増加の1,195億14百万円となり、連結経常損失は915億91百万円、連結中間純損失は1,003億3百万円となりました。なお、当行グループでの連結自己資本比率につきましては、6.56%となりました。

## ・キャッシュ・フロー

### 1 現金及び現金同等物の増減状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、財務活動による収入超過などにより、前連結会計年度末比3億36百万円増加し、610億71百万円となりました。

### 2 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純損失の計上により1,090億97百万円の支出超過（前中間連結会計期間は128億36百万円の収入超過）となりました。

### 3 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入等により97億71百万円の収入超過（前中間連結会計期間は345億3百万円の支出超過）となりました。

### 4 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入等により996億49百万円の収入超過（前中間連結会計期間は1億87百万円の支出超過）となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門では、資金運用収支が貸出金の運用平残の減少等により前中間連結会計期間比33億33百万円減少の185億34百万円、役務取引等収支が代理業務及び保証業務での増加により前中間連結会計期間比7億63百万円増加の34億70百万円、その他業務収支が当中間連結会計期間より仕組みローンのデリバティブ評価損を計上したことから前中間連結会計期間比27億85百万円減少の17億1百万円の赤字となりました。国際業務部門では、資金運用収支が35百万円、役務取引等収支22百万円、その他業務収支1億60百万円となりました。

この結果、合計では、資金運用収支が前中間連結会計期間比31億79百万円減少の185億69百万円、役務取引等収支が前中間連結会計期間比7億58百万円増加の34億93百万円、その他業務収支が前中間連結会計期間比26億60百万円減少の15億41百万円の赤字となり、収支合算では前中間連結会計期間比50億81百万円減少の205億21百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	21,867	118		21,748
	当中間連結会計期間	18,534	35		18,569
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	23,292	2,026	23	25,295
	当中間連結会計期間	22,157	540	87	22,610
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,425	2,144	23	3,546
	当中間連結会計期間	3,622	505	87	4,040
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,707	27		2,735
	当中間連結会計期間	3,470	22		3,493
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,305	44		4,349
	当中間連結会計期間	4,801	36		4,838
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,598	16		1,614
	当中間連結会計期間	1,330	14		1,345
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,084	34		1,119
	当中間連結会計期間	1,701	160		1,541
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,092	34		1,127
	当中間連結会計期間	185	165		351
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	8			8
	当中間連結会計期間	1,887	5		1,892

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門では、資金運用勘定平均残高が前中間連結会計期間比1,086億95百万円減少の2兆1,993億42百万円となり、有価証券の利回り低下等により資金運用利回りが前中間連結会計期間比0.01ポイント低下の2.00%となりました。また、資金調達勘定平均残高が前中間連結会計期間比930億10百万円減少の2兆1,428億67百万円となり、預金等の利回り上昇により資金調達利回りが前中間連結会計期間比0.21ポイント上昇の0.33%となりました。

国際業務部門では、資金運用勘定は、平均残高438億11百万円、利回り2.46%となりました。また、資金調達勘定は、平均残高432億57百万円、利回り2.33%となりました。

この結果、合計で資金運用勘定は平均残高2兆2,015億10百万円、利回り2.04%となりました。資金調達勘定は平均残高2兆1,444億80百万円、利回り0.37%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,308,037	23,292	2.01
	当中間連結会計期間	2,199,342	22,157	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,615,361	19,619	2.42
	当中間連結会計期間	1,504,158	18,676	2.47
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	366	0	0.33
	当中間連結会計期間	432	0	0.35
うち有価証券	前中間連結会計期間	542,626	3,391	1.24
	当中間連結会計期間	545,588	2,846	1.04
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	105,289	57	0.10
	当中間連結会計期間	98,457	280	0.56
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	1,602	0	0.04
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	272	0	0.03
	当中間連結会計期間	272	0	0.21
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,235,877	1,425	0.12
	当中間連結会計期間	2,142,867	3,622	0.33
うち預金	前中間連結会計期間	2,127,574	937	0.08
	当中間連結会計期間	2,054,741	2,915	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	60,917	33	0.10
	当中間連結会計期間	62,602	157	0.50
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	2	0	0.54
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	25,232	6	0.04
	当中間連結会計期間	1,324	4	0.64
うち借入金	前中間連結会計期間	13,932	119	1.71
	当中間連結会計期間	12,846	123	1.91

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	106,909	2,026	3.78
	当中間連結会計期間	43,811	540	2.46
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	103,312	1,959	3.78
	当中間連結会計期間	33,206	357	2.14
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,420	36	5.13
	当中間連結会計期間	4,640	115	4.94
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	237	3	2.82
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	55	0	0.03
	当中間連結会計期間	4,428	18	0.83
資金調達勘定	前中間連結会計期間	104,978	2,144	4.07
	当中間連結会計期間	43,257	505	2.33
うち預金	前中間連結会計期間	920	4	0.93
	当中間連結会計期間	901	4	0.95
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	454	12	5.34
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	61,076	1,257	4.10
	当中間連結会計期間	690	19	5.62
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、控除して表示しております。

2 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額( )	合計	小計	相殺 消去額( )	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,414,947	42,493	2,372,453	25,318	23	25,295	2.12
	当中間連結会計期間	2,243,154	41,643	2,201,510	22,697	87	22,610	2.04
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,615,361		1,615,361	19,619		19,619	2.42
	当中間連結会計期間	1,504,158		1,504,158	18,676		18,676	2.47
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	366		366	0		0	0.33
	当中間連結会計期間	432		432	0		0	0.35
うち有価証券	前中間連結会計期間	645,939		645,939	5,350		5,350	1.65
	当中間連結会計期間	578,795		578,795	3,203		3,203	1.10
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	106,710		106,710	94		94	0.17
	当中間連結会計期間	103,098		103,098	395		395	0.76
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	1,840		1,840	3		3	0.40
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	328		328	0		0	0.03
	当中間連結会計期間	4,700		4,700	18		18	0.80
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,340,855	42,493	2,298,361	3,570	23	3,546	0.30
	当中間連結会計期間	2,186,124	41,643	2,144,480	4,127	87	4,040	0.37
うち預金	前中間連結会計期間	2,128,494		2,128,494	941		941	0.08
	当中間連結会計期間	2,055,642		2,055,642	2,919		2,919	0.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	60,917		60,917	33		33	0.10
	当中間連結会計期間	62,602		62,602	157		157	0.50
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	2		2	0		0	0.54
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	454		454	12		12	5.34
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	86,308		86,308	1,263		1,263	2.91
	当中間連結会計期間	2,015		2,015	23		23	2.34
うち借入金	前中間連結会計期間	13,932		13,932	119		119	1.71
	当中間連結会計期間	12,846		12,846	123		123	1.91

(注) 1 相殺消去額は国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達費用は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は、代理業務及び保証業務での増加により48億1百万円となりました。役務取引等費用は13億30百万円となりました。この結果、国際業務部門との合計の役務取引等収益は48億38百万円、役務取引等費用は13億45百万円となり、役務取引等収支は34億93百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,305	44	4,349
	当中間連結会計期間	4,801	36	4,838
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	973		973
	当中間連結会計期間	1,034		1,034
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,049	37	2,086
	当中間連結会計期間	2,005	36	2,041
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	39		39
	当中間連結会計期間	27		27
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,144		1,144
	当中間連結会計期間	1,364		1,364
うち保護預り・貸金庫	前中間連結会計期間	53		53
	当中間連結会計期間	56		56
うち保証業務	前中間連結会計期間	45	6	52
	当中間連結会計期間	314	0	315
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,598	16	1,614
	当中間連結会計期間	1,330	14	1,345
うち為替業務	前中間連結会計期間	487	16	504
	当中間連結会計期間	454	14	469



## (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,102,815	888	2,103,703
	当中間連結会計期間	2,001,248	1,327	2,002,576
うち流動性預金	前中間連結会計期間	961,458		961,458
	当中間連結会計期間	901,114		901,114
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,124,895		1,124,895
	当中間連結会計期間	1,084,781		1,084,781
うちその他	前中間連結会計期間	16,460	888	17,349
	当中間連結会計期間	15,353	1,327	16,680
譲渡性預金	前中間連結会計期間	60,539		60,539
	当中間連結会計期間	59,530		59,530
総合計	前中間連結会計期間	2,163,354	888	2,164,243
	当中間連結会計期間	2,060,778	1,327	2,062,106

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年 9月30日		平成19年 9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,596,634	100.0	1,451,166	100.0
製造業	140,337	8.79	132,355	9.12
農業	1,930	0.12	2,223	0.15
林業	26	0.00	34	0.00
漁業	14,519	0.91	13,527	0.93
鉱業	6,069	0.38	4,182	0.29
建設業	114,019	7.14	93,186	6.42
電気・ガス・熱供給・水道業	10,259	0.64	11,151	0.77
情報通信業	9,385	0.59	11,872	0.82
運輸業	51,895	3.25	50,924	3.51
卸売・小売業	186,812	11.70	176,177	12.14
金融・保険業	105,575	6.61	99,205	6.84
不動産業	132,249	8.28	106,913	7.37
各種サービス業	383,089	24.00	298,859	20.59
地方公共団体	86,953	5.45	98,863	6.81
その他	353,517	22.14	351,695	24.24
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,596,634		1,451,166	

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況  
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	361,027		361,027
	当中間連結会計期間	340,427		340,427
地方債	前中間連結会計期間	32,385		32,385
	当中間連結会計期間	28,846		28,846
社債	前中間連結会計期間	59,603		59,603
	当中間連結会計期間	112,455		112,455
株式	前中間連結会計期間	25,810		25,810
	当中間連結会計期間	43,253		43,253
その他の証券	前中間連結会計期間	61,406	101,733	163,140
	当中間連結会計期間	1,403	41,694	43,097
合計	前中間連結会計期間	540,232	101,733	641,966
	当中間連結会計期間	526,385	41,694	568,080

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	25,498	19,942	5,556
経費(除く臨時処理分)	15,486	14,086	1,400
人件費	7,365	6,160	1,205
物件費	6,943	6,807	136
税金	1,178	1,117	61
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	10,011	5,855	4,156
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	10,011	5,855	4,156
一般貸倒引当金繰入額	9,080	34,269	43,349
業務純益	19,092	28,413	47,505
うち債券関係損益	1,044	245	1,289
臨時損益	52,239	63,811	11,572
株式関係損益	1,288	1,075	213
不良債権処理損失	50,685	60,606	9,921
貸出金償却	1		1
個別貸倒引当金繰入額	46,066	56,465	10,399
投資損失引当金繰入額	2,367	2,378	11
関係会社支援引当金繰入額	761		761
その他の債権売却損等	1,487	1,763	276
その他臨時損益	264	2,129	1,865
経常利益(は経常損失)	33,151	92,224	59,073
特別損益	22	5,847	5,869
うち固定資産処分損益	109	245	136
税引前中間純利益 (は税引前中間純損失)	33,128	98,072	64,944
法人税、住民税及び事業税	546	68	614
法人税等調整額	7,784	2,551	5,233
中間純利益(は中間純損失)	41,459	100,555	59,096

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.01	2.01	0.00
(イ)貸出金利回	2.44	2.50	0.06
(ロ)有価証券利回	1.21	1.00	0.21
(2) 資金調達原価	1.50	1.62	0.12
(イ)預金等利回	0.08	0.28	0.20
(ロ)外部負債利回	1.71	1.91	0.20
(3) 総資金利鞘	-	0.39	0.12

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金 繰入前・のれん償却前)	25.52	18.76	6.76
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	25.52	18.76	6.76
業務純益ベース	48.67	91.03	139.70
中間純利益ベース	105.70	322.17	216.47

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,108,700	2,015,200	93,500
預金(平残)	2,131,878	2,068,050	63,828
貸出金(未残)	1,574,916	1,441,978	132,938
貸出金(平残)	1,590,473	1,485,504	104,969

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,492,981	1,444,805	48,176
法人	614,830	569,067	45,763
合計	2,107,812	2,013,873	93,939

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	202,506	236,170	33,664
うち住宅ローン残高	156,224	196,747	40,523
うちその他ローン残高	46,282	39,423	6,859

(注) 当中間会計期間より、住宅ローン残高には、住宅取得のつなぎローン及び行員住宅ローンを含めて記載しております。

### (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,289,547	1,140,939	148,608
総貸出金残高	百万円	1,574,916	1,441,978	132,938
中小企業等貸出金比率	/ %	81.88	79.12	2.76
中小企業等貸出先件数	件	54,689	50,051	4,638
総貸出先件数	件	54,891	50,273	4,618
中小企業等貸出先件数 比率	/ %	99.63	99.55	0.08

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

### 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
信用状	52	448	35	364
保証	1,851	27,652	1,516	20,824
計	1,903	28,100	1,551	21,188

(自己資本比率の状況)  
(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,213	87,531
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	27,442	49,999
	利益剰余金	24,203	95,888
	自己株式( )		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )		
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	5,084	5,097
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )	16	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		5,573
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	38,520	41,166
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	38,520	41,166
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	17,282	14,462
	一般貸倒引当金	24,633	61,480
	負債性資本調達手段等	21,500	20,740
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	21,500	20,740
計	63,415	96,683	
うち自己資本への算入額 (B)	38,520	41,166	
控除項目	控除項目(注4) (C)	202	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	76,838	82,333	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,323,467	1,131,785
	オフ・バランス取引等項目	59,713	16,295
	信用リスク・アセットの額 (E)		1,148,081
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)		106,233
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)		8,498
計 (E) + (F) (注5) (H)	1,383,181	1,254,314	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		5.55	6.56
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)			3.28

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。



単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,213	87,531
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	18,042	49,999
	その他資本剰余金	9,400	
	利益準備金	12,195	
	その他利益剰余金	36,592	97,316
	その他		
	自己株式( )		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )		
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		5,573
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	33,259	34,641
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	33,259	34,641
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	17,282	14,462
	一般貸倒引当金	24,633	61,309
	負債性資本調達手段等	21,500	20,740
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	21,500	20,740
計	63,415	96,511	
うち自己資本への算入額 (B)	33,259	34,641	
控除項目	控除項目(注4) (C)	202	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	66,316	69,283	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,327,449	1,141,270
	オフ・バランス取引等項目	59,713	15,936
	信用リスク・アセットの額 (E)		1,157,207
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)		102,840
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)		8,227
	計 (E) + (F) (注5) (H)	1,387,162	1,260,047
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)	4.78	5.49	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		2.74	

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。  
ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	236	332
危険債権	1,351	1,445
要管理債権	361	945
正常債権	14,098	11,931

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

## 3 【対処すべき課題】

平成19年10月1日のふくおかFGとの経営統合を機に、当行は地域金融機関として新たにスタートしましたが、お取引先、預金者、地域社会から早期に信頼を回復することが必要と認識しており、新たに策定した「中期経営計画2008」に掲げております「不良債権問題との訣別」と「抜本的な収益力」の同時かつ早期実現を目指してまいります。

特に、当行の課題である「不良債権問題との訣別」については、ふくおかFGが持つ不良債権処理ノウハウを活用し早期に実現させるとともに、事業再構築と併せて、地域社会、お取引先からの信頼を回復させてまいります。

さらに財務健全性およびサービス品質を向上させることで顧客基盤の拡大を図り、プラス成長を確実なものとし、新たな成長ステージへの移行を目指してまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

地域のお取引先企業および個人のお客さまに対して十分な金融サービスを安定的に提供できる経営体制を確保するために、当行の事業継続性の維持に対して、九州親和HDが平成19年5月2日に実施したふくおかFGへの経営支援要請以降、以下の重要な契約等の締結を経て、同年10月1日に当行とふくおかFGは経営統合を実施いたしました。

- ・平成19年5月24日 ふくおかFG、福岡銀行、九州親和HD、および当行は、株主および関係当局の認可を前提として、当行をふくおかFGの完全子会社とする経営統合を実施し当行の経営再建および資本支援等の実施を約した「経営支援に係る基本合意書」を締結いたしました。
- ・平成19年7月3日 ふくおかFG、九州親和HDおよび当行は、九州親和HDが保有する当行の全株式および株式会社しんわディーシーカードの全株式をふくおかFGに平成19年10月1日以降において総額760億円で譲渡すること等を約した「株式譲渡契約書」を締結いたしました。
- ・平成19年9月28日 株式譲渡に係る平成19年8月29日付九州親和HD臨時株主総会における承認および平成19年9月27日付関係当局からの認可取得により、ふくおかFGによる当行の子会社化に関する株式引受契約に基づき、当行はふくおかFGを引受先とする第三者割当増資を実施し発行総額約1,000億円の資本支援を受けました。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,200,000,000
第一回優先株式	100,000,000
計	2,300,000,000

(注) 平成19年10月1日開催の臨時株主総会決議により、同日付けで定款変更が行われ、発行可能株式総数は100,000,000株減少し、2,200,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,445,626,954	1,557,818,427		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第一回優先株式	30,000,000			(注)
計	1,475,626,954	1,557,818,427		

(注) 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- 1 優先配当金  
当行は、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うものとし、その内容は以下のとおりとする。
  - (1) 本優先株式  
1株につき12円50銭とする。
  - (2) 非累積条項  
ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
  - (3) 非参加条項  
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- 2 優先中間配当金  
優先中間配当金を支払う場合には、1株につき6円25銭とする。
- 3 残余財産の分配  
当行は残余財産を分配する時は本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。
- 4 優先順位  
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当行が発行するすべての優先株式と同順位とする。
- 5 消却  
当行は、株主に配当すべき利益をもって優先株式を買い入れることができ、また買い入れた優先株式を消却することができる。

6 議決権

本優先株主は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。  
 なお、定款で次のように定めている。

優先株主は、(1)優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が定時株主総会に提出されない場合は、当該定時株主総会から、(2)優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が当銀行の定時株主総会において否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時から、優先配当を受ける旨の利益処分に関する議案を承認する決議がなされた当銀行の定時株主総会の終結の時まで、当銀行の株主総会において議決権を有する。

7 併合または分割・新株引受権等

当行は、法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。  
 本優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権を与えない。

8 普通株式への転換

本優先株主は、下記の転換の条件で当行の普通株式への転換を請求することができる。

(1) 転換を請求し得べき期間

平成18年3月1日から平成24年3月31日までとする。

(2) 転換の条件

当初転換価額

当初転換価額は、当行の完全親会社である株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の平成18年3月1日の時価とする。ただし、当該時価が278円70銭を下回る場合は、当初転換価額は278円70銭（以下「下限転換価額」という）とする。「平成18年3月1日の時価」とは、平成18年3月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、平成18年3月1日以降平成24年2月1日までの毎年2月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という）に、株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の当該転換価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「転換価額修正日現在の時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の調整

- A 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が133円33銭を下回る場合には、133円33銭をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行または移転する普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行または移転する普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

当行が自己株式を保有している場合には保有する自己株式数を転換価額調整式の既発行の普通株式数から控除する。

- a 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または移転する場合  
 調整後の転換価額は、払込期日の翌日または受渡期日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。発行または移転される普通株式に当行の有する当行の普通株式が含まれる場合には、転換価額調整式における新規発行の普通株式数に当該株式数を含むものとする。

- b 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書きの場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなしたのものに対しては、次の

算出方法により、当行の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。ただし、円位未満の金額はこれを1円に切上げる。

- c 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当行の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当行の普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- d 当行の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または当行の普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または新株予約権の行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- B 上記 A に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する転換価額に調整される。
- C 株式会社九州親和ホールディングスにおいて、上記 A または B に記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する転換価額に調整される。
- D 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 A b ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記 A または B に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は上記 A または B に準じて調整される。
- E 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数（自己株式数を除く）とする。
- F 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記 A a の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または移転する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(B)上記 A b の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(C)上記 A c の時価を下回る価額をもって普通株式を発行または移転することとなる転換の請求ができる証券または上記 A c の時価を下回る価額をもって普通株式を発行または移転することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額、(D)上記 A d により決定された転換価額または新株予約権の行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価（円位未満小数第2位を四捨五入）を前述(C)および(D)の行使価額に加算するものとする。

転換により発行すべき普通株式数

本要項に従って発行される優先株式（以下「本優先株式」という）の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{1,000\text{円} \times \text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の数}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切捨てる。

(3) 普通株式への一斉転換

平成24年3月31日までに転換請求のなかった本優先株式については、平成24年4月1日（以下「一斉転換日」という）の到来により、1,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式に一斉転換する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が278円70銭を下回るときは、1,000円を278円70銭で除して得られる数の普通株式とな



る。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合および株式会社九州親和ホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等には、取締役会が合理的に適当と判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

9 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から3月31日までになされたときは1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年8月13日 (注1)		590,671	7,682,248	37,531,256		33,042,352
平成19年8月13日 (注2)		590,671		37,531,256	33,042,352	
平成19年9月28日 (注3)	884,955	1,475,626	49,999,957	87,531,214	49,999,957	49,999,957

(注) 1 会社法第447条及び銀行法第5条第3項に基づき、資本金を取崩し、欠損てん補したものであります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、欠損てん補したものであります。

3 有償 第三者割当増資 884,955千株 発行価格 113円 資本組入額 56.5円

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	福岡市中央区天神二丁目13番1号	884,955	61.22
株式会社九州親和ホールディングス	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	560,671	38.78
計		1,445,626	100.00

(注) 株式会社ふくおかフィナンシャルグループは、平成19年9月28日に、当行が第三者割当増資のため発行した株式を100%引受けたことにより、主要株主になっております。

第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社九州親和ホールディングス	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	30,000	100.00
計		30,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 30,000,000	30,000	(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,445,626,000	1,445,626	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 954		同上
発行済株式総数	1,475,626,954		
総株主の議決権		1,475,626	

(注) 本優先株主は、平成19年6月28日の当行第108期定時株主総会において、優先配当金を受ける旨の議案が提出されなかったことから、優先配当金を受ける旨の株主総会の決議があるまで議決権を有しております。

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

当行の株式は、証券取引所に上場されていません。

### 3 【役員 の 状 況】

#### (1) 新 任 役 員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
取締役頭取 (代表取締役)		鬼木 和夫	昭和20年10月20日	昭和44年4月 ㈱福岡銀行入行 平成8年7月 公務部長 平成9年6月 取締役公務法人部長 平成11年6月 常務取締役 平成15年4月 専務取締役(代表取締役) 平成17年5月 取締役副頭取(代表取締役) 平成19年4月 ㈱ふくおかフィナンシャル グループ取締役(現職) 平成19年7月 ㈱親和銀行顧問 平成19年10月 取締役頭取(代表取締役)(現職)	平成19年10月 から9ヶ月間	-	平成19年 10月1日
取締役 専務執行役員 (代表取締役)		田中 準	昭和23年1月28日	昭和41年3月 ㈱福岡銀行入行 平成13年6月 審査第一部長 平成14年6月 取締役審査第一部長 平成15年7月 取締役審査部長 平成16年4月 取締役営業統括部長 平成16年10月 常務取締役 平成19年6月 ㈱親和銀行専務執行役員 平成19年10月 取締役専務執行役員(代表取 締役)(現職)	平成19年10月 から9ヶ月間	-	平成19年 10月1日
取締役 専務執行役員 (代表取締役)		吉澤 俊介	昭和31年2月8日	昭和53年4月 ㈱親和銀行入行 平成14年4月 総合企画部長 平成17年6月 本店営業部長 平成18年6月 執行役員本店営業部長 平成19年3月 執行役員審査部長 平成19年6月 常務執行役員総合企画部長 平成19年8月 常務執行役員総合企画部長 兼クオリティ統括部長 平成19年8月 ㈱ふくおかフィナンシャル グループ取締役(現職) 平成19年10月 取締役専務執行役員(代表取 締役)(現職)	平成19年10月 から9ヶ月間	-	平成19年 10月1日
取締役 常務執行役員	長崎地区 本部長	西村 長吉	昭和29年7月3日	昭和53年4月 ㈱親和銀行入行 平成13年6月 住吉支店長兼西町支店長兼 昭和町支店長 平成16年5月 大波止支店長兼長崎駅前支 店長 平成17年11月 大波止支店長 平成18年6月 執行役員大波止支店長 平成18年7月 執行役員長崎支店長兼長崎 地区本部副本部長 平成19年7月 執行役員長崎営業部長 平成19年10月 取締役常務執行役員(長崎地 区本部長)(現職)	平成19年10月 から9ヶ月間	-	平成19年 10月1日
取締役 常務執行役員	福岡地区 本部長	坂田 辰雄	昭和30年8月2日	昭和53年4月 ㈱親和銀行入行 平成17年6月 福岡支店長兼福岡地区本部 副本部長 平成18年6月 執行役員福岡支店長兼福岡 地区本部副本部長 平成19年7月 執行役員福岡営業部長 平成19年10月 取締役常務執行役員(福岡地 区本部長)(現職)	平成19年10月 から9ヶ月間	-	平成19年 10月1日

## (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役頭取		荒木 隆繁	平成19年10月1日
常務取締役	福岡地区本部長	松尾 正剛	平成19年10月1日
常務取締役	長崎地区本部長	山本 和雄	平成19年10月1日
常務取締役		川口 博樹	平成19年10月1日
常務取締役		渋谷 明幸	平成19年10月1日
取締役		高野 道生	平成19年10月1日
取締役		相良 克巳	平成19年10月1日

## (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員	専務取締役	森 三四	平成19年10月1日

## (参考)

当行は業務執行機能の強化等を目的に執行役員制度を導入しております。平成19年12月20日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）は次のとおりであります。

相良 克巳	執行役員 総務広報部長
上条 弘隆	執行役員 本店営業部長
小川 正信	執行役員 経営管理部長兼クオリティ統括部長
岡尾 良二	執行役員 リスク管理部長
八田 正昭	執行役員 営業推進部長
上船津 靖裕	執行役員 審査第一部長
白石 基雄	執行役員 長崎営業部長
伊藤 秀憲	執行役員 福岡営業部長
水町 好宏	執行役員 諫早支店長

## 第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	7	68,916	2.87	71,840	3.25	61,883	2.61
コールローン及び買入手形		61,178	2.55	164,672	7.44	160,520	6.78
買入金銭債権		18	0.00	20,571	0.93	13	0.00
商品有価証券		659	0.03	1,344	0.06	777	0.03
金銭の信託	5	6,787	0.28	3,598	0.16	3,631	0.15
有価証券	7, 14	641,966	26.76	568,080	25.67	579,980	24.48
貸出金	1,2 3,4,5 6,8	1,596,634	66.55	1,451,166	65.58	1,566,283	66.11
外国為替	6	1,832	0.08	1,781	0.08	5,802	0.25
その他資産	7	15,057	0.63	11,380	0.51	12,738	0.54
有形固定資産	9, 10,11	60,668	2.53	52,700	2.38	59,535	2.51
無形固定資産		1,411	0.06	1,299	0.06	1,378	0.06
繰延税金資産		29,496	1.23	20,755	0.94	25,443	1.08
支払承諾見返	14	28,100	1.17	14,457	0.65	15,940	0.67
貸倒引当金	5	113,682	4.74	170,688	7.71	124,803	5.27
投資損失引当金		38	0.00	58	0.00	42	0.00
資産の部合計		2,399,007	100.00	2,212,902	100.00	2,369,083	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		2,103,703	87.69	2,002,576	90.50	2,110,770	89.10
譲渡性預金		60,539	2.52	59,530	2.69	54,437	2.30
売現先勘定	7	553	0.02				
債券貸借取引受入担保金	7	75,044	3.13			47,571	2.01
借入金	12	14,316	0.60	12,659	0.57	13,734	0.58
外国為替		12	0.00	26	0.00	17	0.00
社債	13	15,000	0.63	15,000	0.68	15,000	0.63
その他負債		11,122	0.46	15,980	0.72	15,312	0.65
賞与引当金		879	0.04			821	0.03
退職給付引当金		11,363	0.47	10,121	0.46	11,048	0.47
睡眠預金払戻損失引当金				386	0.02		
再評価に係る繰延税金負債	9	16,305	0.68	13,755	0.62	15,968	0.67
負ののれん				285	0.01	2	0.00
支払承諾	14	28,100	1.17	14,457	0.65	15,940	0.67
負債の部合計		2,336,942	97.41	2,144,778	96.92	2,300,625	97.11



区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		30,213	1.26	87,531	3.95	45,213	1.91
資本剰余金		27,442	1.15	49,999	2.26	42,442	1.80
利益剰余金		24,203	1.01	95,888	4.33	49,646	2.10
株主資本合計		33,452	1.40	41,642	1.88	38,008	1.61
その他有価証券評価差額金		1,428	0.06	3,000	0.14	3,753	0.16
土地再評価差額金	9	22,099	0.92	18,383	0.83	21,623	0.91
評価・換算差額等合計		23,527	0.98	21,383	0.97	25,376	1.07
少数株主持分		5,084	0.21	5,097	0.23	5,073	0.21
純資産の部合計		62,064	2.59	68,123	3.08	68,458	2.89
負債及び純資産の部合計		2,399,007	100.00	2,212,902	100.00	2,369,083	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		31,992	100.00	27,922	100.00	73,472	100.00
資金運用収益		25,295		22,610		51,998	
(うち貸出金利息)		(19,619)		(18,676)		(38,824)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,351)		(3,204)		(12,303)	
役務取引等収益		4,349		4,838		8,978	
その他業務収益		1,127		351		8,496	
その他経常収益		1,220		122		3,998	
経常費用		65,136	203.60	119,514	428.02	131,132	178.48
資金調達費用		3,551		4,046		8,115	
(うち預金利息)		(941)		(2,919)		(2,811)	
役務取引等費用		1,614		1,345		3,192	
その他業務費用		8		1,892		2,507	
営業経費		15,845		13,992		30,753	
その他経常費用	1	44,117		98,236		86,563	
経常損失		33,144	103.60	91,591	328.02	57,659	78.48
特別利益		529	1.65	824	2.95	1,361	1.86
特別損失	2	388	1.21	6,651	23.82	637	0.87
税金等調整前中間(当期)純損失		33,003	103.16	97,417	348.89	56,936	77.49
法人税、住民税及び事業税		564	1.76	157	0.56	380	0.52
法人税、住民税及び事業税 還付金				96	0.34		
法人税等調整額		7,807	24.40	2,830	10.14	10,334	14.07
少数株主損失		0	0.00	6	0.02	6	0.01
中間(当期)純損失		41,373	129.32	100,303	359.23	67,645	92.07

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	30,213	27,442	17,195	74,851
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			187	187
中間純損失			41,373	41,373
土地再評価差額金の取崩			162	162
連結子会社の増加			0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			41,399	41,399
平成18年9月30日残高(百万円)	30,213	27,442	24,203	33,452

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,659	22,261	24,921	5,018	104,791
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					187
中間純損失					41,373
土地再評価差額金の取崩					162
連結子会社の増加					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	1,231	162	1,393	66	1,327
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	1,231	162	1,393	66	42,726
平成18年9月30日残高(百万円)	1,428	22,099	23,527	5,084	62,064

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	45,213	42,442	49,646	38,008
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行	49,999	49,999		99,999
減資(注)	7,682		7,682	
資本剰余金の取崩(注)		42,442	42,442	
中間純損失			100,303	100,303
土地再評価差額金の取崩			3,239	3,239
連結子会社の増加			697	697
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	42,317	7,557	46,242	3,633
平成19年9月30日残高(百万円)	87,531	49,999	95,888	41,642

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	3,753	21,623	25,376	5,073	68,458
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					99,999
減資(注)					
資本剰余金の取崩(注)					
中間純損失					100,303
土地再評価差額金の取崩					3,239
連結子会社の増加					697
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	752	3,239	3,992	24	3,967
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	752	3,239	3,992	24	334
平成19年9月30日残高(百万円)	3,000	18,383	21,383	5,097	68,123

(注) 平成19年6月28日の定時株主総会決議に基づき、平成19年8月13日に取崩しを行っております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	30,213	27,442	17,195	74,851
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	15,000	15,000		30,000
剰余金の配当(注)			187	187
当期純損失			67,645	67,645
土地再評価差額金の取崩			638	638
連結子会社の増加			351	351
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	15,000	15,000	66,842	36,842
平成19年3月31日残高(百万円)	45,213	42,442	49,646	38,008

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,659	22,261	24,921	5,018	104,791
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					30,000
剰余金の配当(注)					187
当期純損失					67,645
土地再評価差額金の取崩					638
連結子会社の増加					351
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,093	638	454	54	509
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1,093	638	454	54	36,333
平成19年3月31日残高(百万円)	3,753	21,623	25,376	5,073	68,458

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整 前中間(当期)純損失)		33,003	97,417	56,936
減価償却費		1,075	709	1,818
減損損失		148	6,392	206
のれん償却額		3		40
負ののれん償却額			0	
持分法による投資損益( )		786		710
貸倒引当金の増加額		25,188	46,139	33,571
投資損失引当金の増加額		5	16	9
賞与引当金の増加額・ 減少額( )		19	821	42
退職給付引当金の減少額( )		364	930	689
睡眠預金払戻損失引当金の 増加額			386	
資金運用収益		25,295	22,610	51,998
資金調達費用		3,551	4,046	8,115
有価証券関係損益( )		246	1,355	6,089
金銭の信託の運用損益( )		38	0	11
為替差損益( )		49	105	214
固定資産処分損益( )		15	245	72
貸出金の純増( )減		122,328	115,180	154,333
預金の純増減( )		35,182	108,163	24,782
譲渡性預金の純増減( )		13,917	5,092	7,814
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減( )		485	1,075	1,067
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減		339	9,619	300
コールローン等の純増( )減		33,425	23,889	65,911
コールマネー等の純増減( )		551		20
債券貸借取引受入担保金の 純増減( )		113,085	47,571	143,330
外国為替(資産)の純増( )減		405	4,020	4,375
外国為替(負債)の純増減( )		9	9	4
資金運用による収入		23,975	22,377	51,283
資金調達による支出		3,028	3,404	6,920
その他		986	129	2,108
小計		13,138	109,508	102,130
法人税等の還付額		73	592	74
法人税等の支払額		375	181	1,081
営業活動による キャッシュ・フロー		12,836	109,097	103,138

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		123,711	113,716	339,920
有価証券の売却による収入		59,588	87,494	310,971
有価証券の償還による収入		28,487	36,471	68,945
金銭の信託の増加による支出		131	86	131
金銭の信託の減少による収入		32	120	3,215
有形固定資産の取得による 支出		636	535	1,210
有形固定資産の売却による 収入		2,111	235	3,410
無形固定資産の取得による 支出		244	127	440
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出	2		85	24
投資活動による キャッシュ・フロー		34,503	9,771	44,816
財務活動による キャッシュ・フロー				
株式の発行による収入			99,649	29,844
配当金支払額		187	0	187
財務活動による キャッシュ・フロー		187	99,649	29,656
現金及び現金同等物に係る 換算差額		12	12	12
現金及び現金同等物の 増加額・減少額( )		21,840	336	28,652
現金及び現金同等物の 期首残高		89,387	60,735	89,387
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		67,546	61,071	60,735

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 8社                      主要な会社名                      親和ビジネスサービス株式会社                      しんわ不動産サービス株式会社                      株式会社親和経済文化研究所                      親和リース株式会社                      しんわベンチャーキャピタル株式会社                      親和コーポレート・パートナーズ株式会社                      「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間より、以下の投資事業組合を新たに連結の範囲に含め、連結財務諸表を作成しております。                      しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合                      九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合</p> <p>(2) 非連結子会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 9社                      主要な会社名                      親和ビジネスサービス株式会社                      しんわ不動産サービス株式会社                      株式会社親和経済文化研究所                      しんわベンチャーキャピタル株式会社                      親和コーポレート・パートナーズ株式会社                      西九州保証サービス株式会社                      しんわディーシーカード株式会社                      しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合                      九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合                      なお、しんわディーシーカード株式会社は、平成19年9月26日に株式会社九州親和ホールディングスが保有する同社株式を当行が譲受けたことにより、連結子会社となりました。                      また、しんわ不動産サービス株式会社は平成19年9月30日に株主総会の決議により解散し、現在清算手続き中であります。</p> <p>(2) 非連結子会社                      同左</p>	<p>(1) 連結子会社 8社                      連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      前連結会計年度において連結子会社であった親和リース株式会社は、平成19年3月9日をもって清算いたしました。                      前連結会計年度において、持分法適用の関連会社であった西九州保証サービス株式会社は、平成19年3月9日にグループ外の同社株式の全額買取を行い、連結子会社となりました。                      また、持分法適用の関連会社であった九州ユニオンクレジット株式会社は、平成19年3月28日に親会社である西九州保証サービス株式会社と合併いたしました。                      なお、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度より以下の投資事業組合を新たに連結の範囲に含め、連結財務諸表を作成しております。                      しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合                      九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合</p> <p>(2) 非連結子会社                      同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社                      会社名                      西九州保証サービス株式会社                      九州ユニオンクレジット株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社                      同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社                      該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社                      同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社                      同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社                      同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社                      同左</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 6社 (2) 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 7社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 6社 (2) 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  (ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ64百万円増加しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ61百万円増加しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 新株発行費 3年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間連結会計期間より財務内容の健全化のため、前連結会計年度末に計上した繰延資産を含む全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ464百万円増加しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費 定額法により3年で償却しております。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した新株発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	社債発行費 3年間の均等償却を行っております。	社債発行費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間連結会計期間より財務内容の健全化のため、前連結会計年度末に計上した繰延資産の全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ69百万円増加しております。	社債発行費 3年間の均等償却を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は69,070百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は86,884百万円であります。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は78,067百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>また、当中間連結会計期間より上記キャッシュ・フロー見積法を適用したことに伴い、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合と比べ、28,515百万円増加しております。</p>	
	(7) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) (追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、中間連結財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間連結会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(10)	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、当中間連結会計期間から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理してありましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間連結会計期間から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常費用は386百万円増加し、経常損失、税金等調整前中間純損失は386百万円それぞれ増加しております。	(10)
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(12)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左	(12)リース取引の処理方法 同左
	(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は56,980百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は63,385百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(企業結合及び事業分離に関する会計基準)</p> <p>「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、各会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した新株発行費及び社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準の適用に当たり、事業用資産については、グルーピングの単位をエリア制の店舗についてはエリア単位としておりましたが、営業推進体制の見直しによりエリア制を廃止したため、営業店単位(出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング)に変更しております。この変更により、従来の方法に比べ、税金等調整前中間純損失が1,092百万円増加しております。</p>	<p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>



表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年 4月28日)により改正され、平成18年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益( )」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益( )」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>1 当行並びに株式会社九州親和ホールディングス（以下、「九州親和ホールディングス」といいます。）及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）は、平成19年7月3日開催の取締役会において、株主の承認及び関係当局の認可等を前提として、九州親和ホールディングスの保有する当行及びしんわディーシーカード株式会社の全株式をふくおかフィナンシャルグループに平成19年10月1日以降において総額760億円で譲渡すること等を約した株式譲渡契約を締結することを決議しております。</p> <p>2 株式の譲渡に係る平成19年8月29日付九州親和ホールディングス臨時株主総会における承認及び平成19年9月27日付関係当局からの認可取得により、ふくおかフィナンシャルグループによる当行の子会社化に係る全ての前提条件が充足されたため、平成19年9月28日、当行はふくおかフィナンシャルグループを引受先とする第三者割当増資を実施し、発行総額約1,000億円の資本支援を受けております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は10,012百万円、延滞債権額は169,044百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23百万円でありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,114百万円でありませぬ。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は7,658百万円、延滞債権額は178,159百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については該当ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は93,164百万円でありませぬ。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は9,339百万円、延滞債権額は174,576百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は250百万円でありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,611百万円でありませぬ。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は215,195百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は105,104百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を41,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額146,916百万円に係る貸倒引当金を計上しております。 また、金銭の信託のうち3,826百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,157百万円であります。</p> <p>7 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,599百万円及び預け金6百万円、その他の資産64百万円を差し入れております。また、売戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は79,165百万円であり、対応する売戻先勘定は553百万円、債券貸借取引受入担保金は75,044百万円であります。 また、その他資産のうち保証金は2,405百万円であります。</p>	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は278,982百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は77,468百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を40,727百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額118,196百万円に係る貸倒引当金を計上しております。 また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,554百万円であります。</p> <p>7 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券149,681百万円及び預け金4百万円、その他の資産562百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,399百万円であります。</p>	<p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は215,776百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は92,688百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を41,267百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額133,955百万円に係る貸倒引当金を計上しております。 また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,618百万円であります。</p> <p>7 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券191,770百万円、預け金4百万円及びその他の資産61百万円を差し入れております。また、現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は48,206百万円であり、対応する債券貸借取引受入担保金は47,571百万円であります。 また、その他資産のうち保証金は2,399百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、435,603百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、429,390百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが425,969百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、403,775百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>9 同左</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">28,113百万円</p>
<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 35,915百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 34,180百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 35,155百万円</p>
<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 9,317百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>11 有形固定資産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p>
<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>
<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,404百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,270百万円減少します。</p>	<p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,420百万円あります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,420百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																							
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額39,431百万円、株式等償却2,065百万円を含んでおります。</p> <p>2 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2 百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>4 か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>6 百万円</td> </tr> </table> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>3 か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>127百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(148百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p> <p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、連結子会社は、個社毎にグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>	長崎県内	1 か所	減損損失額	2 百万円	長崎県外	4 か所	減損損失額	6 百万円	長崎県内	1 か所	減損損失額	11百万円	長崎県外	3 か店	減損損失額	127百万円	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額92,979百万円、株式等償却1,007百万円を含んでおります。</p> <p>2 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>7 か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>590百万円</td> </tr> </table> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>12か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2,771百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>19か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2,937百万円</td> </tr> </table> <p>当行グループは、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6,392百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ) 資産グループの概要</p> <table border="0"> <tr> <td>共用資産</td> </tr> <tr> <td>銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> </tr> <tr> <td>事業の用に供する資産</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>店舗・社宅跡地等</td> </tr> <tr> <td>連結子会社</td> </tr> </table>	長崎県内	15か所	減損損失額	92百万円	長崎県外	7 か所	減損損失額	590百万円	長崎県内	12か所	減損損失額	2,771百万円	長崎県外	19か店	減損損失額	2,937百万円	共用資産	銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)	事業用資産	事業の用に供する資産	遊休資産	店舗・社宅跡地等	連結子会社	<p>1 その他の経常費用には、株式等償却2,303百万円、債権売却損2,572百万円を含んでおります。</p> <p>2 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>16か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>7 か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>14百万円</td> </tr> </table> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>長崎県内</td> <td>2 か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>長崎県外</td> <td>3 か店</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>133百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(206百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>事業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p> <p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、連結子会社は、個社毎にグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>	長崎県内	16か所	減損損失額	32百万円	長崎県外	7 か所	減損損失額	14百万円	長崎県内	2 か店	減損損失額	27百万円	長崎県外	3 か店	減損損失額	133百万円
長崎県内	1 か所																																																								
減損損失額	2 百万円																																																								
長崎県外	4 か所																																																								
減損損失額	6 百万円																																																								
長崎県内	1 か所																																																								
減損損失額	11百万円																																																								
長崎県外	3 か店																																																								
減損損失額	127百万円																																																								
長崎県内	15か所																																																								
減損損失額	92百万円																																																								
長崎県外	7 か所																																																								
減損損失額	590百万円																																																								
長崎県内	12か所																																																								
減損損失額	2,771百万円																																																								
長崎県外	19か店																																																								
減損損失額	2,937百万円																																																								
共用資産																																																									
銀行全体に関連する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等)																																																									
事業用資産																																																									
事業の用に供する資産																																																									
遊休資産																																																									
店舗・社宅跡地等																																																									
連結子会社																																																									
長崎県内	16か所																																																								
減損損失額	32百万円																																																								
長崎県外	7 か所																																																								
減損損失額	14百万円																																																								
長崎県内	2 か店																																																								
減損損失額	27百万円																																																								
長崎県外	3 か店																																																								
減損損失額	133百万円																																																								



前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(ロ) グループिंगの方法</p> <p>共用資産 銀行全体を一体としてグループिंग</p> <p>事業用資産 原則、営業店単位。ただし、出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグループिंग。処分予定資産については各々独立した資産としてグループिंग</p> <p>遊休資産 各々が独立した資産としてグループिंग</p> <p>連結子会社 個社毎にグループिंग (回収可能価額の算定方法等)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成14年7月3日改正)」等に基づき算定しております。</p>	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	373,171			373,171	
第一回優先株式	30,000			30,000	
合計	403,171			403,171	

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	第一回優先株式	187	6.25	平成18年3月31日	平成18年6月28日

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	560,671	884,955		1,445,626	(注)
第一回優先株式	30,000			30,000	
合計	590,671	884,955		1,475,626	

(注)平成19年9月28日付、第三者割当増資による増加であります。発行価格 113円 資本組入額 56.5円

2 配当に関する事項

該当ありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	373,171	187,500		560,671	(注)
第一回優先株式	30,000			30,000	
合計	403,171	187,500		590,671	

(注)平成18年12月6日付、株主割当増資による増加であります。発行価格 160円 資本組入額 80円

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	第一回優先株式	187	6.25	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																																																		
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成18年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>68,916</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>940</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>318</td></tr> <tr><td>郵便振替</td><td>100</td></tr> <tr><td>その他預け金 (除く日銀預け金)</td><td>10</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>67,546</u></td></tr> </table>	現金預け金勘定	68,916	当座預け金	940	普通預け金	318	郵便振替	100	その他預け金 (除く日銀預け金)	10	現金及び現金同等物	<u>67,546</u>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成19年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>71,840</td></tr> <tr><td>定期預け金</td><td>10,004</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>497</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>150</td></tr> <tr><td>郵便振替</td><td>116</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>61,071</u></td></tr> </table>	現金預け金勘定	71,840	定期預け金	10,004	当座預け金	497	普通預け金	150	郵便振替	116	現金及び現金同等物	<u>61,071</u>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成19年 3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>61,883</td></tr> <tr><td>当座預け金</td><td>784</td></tr> <tr><td>普通預け金</td><td>251</td></tr> <tr><td>郵便振替</td><td>106</td></tr> <tr><td>その他預け金 (除く日銀預け金)</td><td>5</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>60,735</u></td></tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに西九州保証サービス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td>314,485</td></tr> <tr><td>のれん</td><td>20</td></tr> <tr><td>負債</td><td>315,167</td></tr> <tr><td>支配獲得時までの持分 法適用後の株式の連結 貸借対照表計上額</td><td>685</td></tr> <tr><td>西九州保証サービス株式会社の株式取得価額</td><td>24</td></tr> <tr><td>西九州保証サービス株式会社の現金及び現金同等物</td><td></td></tr> <tr><td>差引：西九州保証サービス株式会社取得のための支出</td><td><u>24</u></td></tr> </table>	現金預け金勘定	61,883	当座預け金	784	普通預け金	251	郵便振替	106	その他預け金 (除く日銀預け金)	5	現金及び現金同等物	<u>60,735</u>	資産	314,485	のれん	20	負債	315,167	支配獲得時までの持分 法適用後の株式の連結 貸借対照表計上額	685	西九州保証サービス株式会社の株式取得価額	24	西九州保証サービス株式会社の現金及び現金同等物		差引：西九州保証サービス株式会社取得のための支出	<u>24</u>
現金預け金勘定	68,916																																																			
当座預け金	940																																																			
普通預け金	318																																																			
郵便振替	100																																																			
その他預け金 (除く日銀預け金)	10																																																			
現金及び現金同等物	<u>67,546</u>																																																			
現金預け金勘定	71,840																																																			
定期預け金	10,004																																																			
当座預け金	497																																																			
普通預け金	150																																																			
郵便振替	116																																																			
現金及び現金同等物	<u>61,071</u>																																																			
現金預け金勘定	61,883																																																			
当座預け金	784																																																			
普通預け金	251																																																			
郵便振替	106																																																			
その他預け金 (除く日銀預け金)	5																																																			
現金及び現金同等物	<u>60,735</u>																																																			
資産	314,485																																																			
のれん	20																																																			
負債	315,167																																																			
支配獲得時までの持分 法適用後の株式の連結 貸借対照表計上額	685																																																			
西九州保証サービス株式会社の株式取得価額	24																																																			
西九州保証サービス株式会社の現金及び現金同等物																																																				
差引：西九州保証サービス株式会社取得のための支出	<u>24</u>																																																			

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>4,473百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,473百万円</td></tr> </table> <li>減価償却累計額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>2,190百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,190百万円</td></tr> </table> <li>中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>2,282百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,282百万円</td></tr> </table> </ul> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>873百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,409百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,282百万円</td></tr> </table> </ul> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>380百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>380百万円</td></tr> </table> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</li> </ul>	動産	4,473百万円	合計	4,473百万円	動産	2,190百万円	合計	2,190百万円	動産	2,282百万円	合計	2,282百万円	1年内	873百万円	1年超	1,409百万円	合計	2,282百万円	支払リース料	380百万円	減価償却費相当額	380百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>4,025百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,025百万円</td></tr> </table> <li>減価償却累計額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>2,250百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,250百万円</td></tr> </table> <li>中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>1,775百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,775百万円</td></tr> </table> </ul> <p>(注) 取得価額相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間連結会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>570百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,247百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,817百万円</td></tr> </table> </ul> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間連結会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>349百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>314百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>30百万円</td></tr> </table> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</li> </ul>	動産	4,025百万円	合計	4,025百万円	動産	2,250百万円	合計	2,250百万円	動産	1,775百万円	合計	1,775百万円	1年内	570百万円	1年超	1,247百万円	合計	1,817百万円	支払リース料	349百万円	減価償却費相当額	314百万円	支払利息相当額	30百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>4,846百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,846百万円</td></tr> </table> <li>減価償却累計額相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>2,618百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,618百万円</td></tr> </table> <li>年度末残高相当額</li> <table> <tr><td>動産</td><td>2,227百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,227百万円</td></tr> </table> </ul> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> <table> <tr><td>1年内</td><td>905百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,321百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,227百万円</td></tr> </table> </ul> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料及び減価償却費相当額</li> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>705百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>705百万円</td></tr> </table> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</li> </ul>	動産	4,846百万円	合計	4,846百万円	動産	2,618百万円	合計	2,618百万円	動産	2,227百万円	合計	2,227百万円	1年内	905百万円	1年超	1,321百万円	合計	2,227百万円	支払リース料	705百万円	減価償却費相当額	705百万円
動産	4,473百万円																																																																					
合計	4,473百万円																																																																					
動産	2,190百万円																																																																					
合計	2,190百万円																																																																					
動産	2,282百万円																																																																					
合計	2,282百万円																																																																					
1年内	873百万円																																																																					
1年超	1,409百万円																																																																					
合計	2,282百万円																																																																					
支払リース料	380百万円																																																																					
減価償却費相当額	380百万円																																																																					
動産	4,025百万円																																																																					
合計	4,025百万円																																																																					
動産	2,250百万円																																																																					
合計	2,250百万円																																																																					
動産	1,775百万円																																																																					
合計	1,775百万円																																																																					
1年内	570百万円																																																																					
1年超	1,247百万円																																																																					
合計	1,817百万円																																																																					
支払リース料	349百万円																																																																					
減価償却費相当額	314百万円																																																																					
支払利息相当額	30百万円																																																																					
動産	4,846百万円																																																																					
合計	4,846百万円																																																																					
動産	2,618百万円																																																																					
合計	2,618百万円																																																																					
動産	2,227百万円																																																																					
合計	2,227百万円																																																																					
1年内	905百万円																																																																					
1年超	1,321百万円																																																																					
合計	2,227百万円																																																																					
支払リース料	705百万円																																																																					
減価償却費相当額	705百万円																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)						
<p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 平成18年 9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</li> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 平成18年 9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</li> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 361百万円 減価償却費 306百万円 受取利息相当額 39百万円</li> <li>・利息相当額の算定方法 各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産には減損損失はありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	<p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p> <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 平成18年 9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</li> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 平成18年 9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</li> <li>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 361百万円 減価償却費 306百万円 受取利息相当額 39百万円</li> <li>・利息相当額の算定方法 各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産には減損損失はありません。</p>						
	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">273百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">549百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">822百万円</td> </tr> </table>	1年内	273百万円	1年超	549百万円	合計	822百万円	
1年内	273百万円							
1年超	549百万円							
合計	822百万円							

(有価証券関係)

1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	16,360	22,708	6,347
債券	447,679	445,061	2,618
国債	363,956	361,027	2,929
地方債	32,301	32,385	83
社債	51,421	51,649	228
その他	164,751	163,027	1,724
合計	628,792	630,797	2,005

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、241百万円(全て株式)であります。

なお、減損処理にあっては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,138
私募事業債	7,954

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	31,863	40,791	8,927
債券	476,775	473,642	3,132
国債	343,598	340,427	3,170
地方債	28,881	28,846	35
社債	104,295	104,369	73
その他	44,095	43,066	1,028
合計	552,734	557,500	4,766

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,007百万円であります。

なお、減損処理にあっては、従来は個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断し減損処理を行っていましたが、当中間連結会計期間より、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を以下のとおり見直し、減損処理を行っております。

市場価格のある株式

中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,493
私募事業債	8,086

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	777	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	29,128	38,462	9,334	10,136	801
債券	507,512	504,011	3,500	849	4,350
国債	404,098	400,496	3,601	372	3,973
地方債	29,512	29,522	9	186	176
社債	73,901	73,992	90	290	199
その他	26,398	26,435	36	149	112
合計	563,038	568,909	5,870	11,134	5,263

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、403百万円(全て株式)であります。

なお、減損処理にあっては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	307,724	10,899	2,506



6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,894
私募事業債	8,102

7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	67,299	297,112	56,464	91,235
国債	42,675	227,844	39,135	90,840
地方債	5,638	20,901	2,982	
社債	18,985	48,366	14,346	395
その他	2,046	15,275	6,807	2,297
合計	69,346	312,388	63,271	93,533

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	3,826	3,826	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	3,598	3,598	

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,631	3,631			

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,006
その他有価証券	2,006
( )繰延税金負債	578
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,428
( )少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,428

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,766
その他有価証券	4,766
( )繰延税金負債	1,766
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,000
( )少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,000

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,875
その他有価証券	5,875
( )繰延税金負債	2,122
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,753
( )少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,753

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	1,400	16	16
	金利オプション			
	その他			
	合計		16	16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	23,376	174	174
	為替予約	300	0	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		174	174

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション クレジット・デフォルト・スワップ	1,000	10	10
	合計		10	10

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	310	1	1
	金利オプション			
	その他			
	合計		1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	7,514	45	45
	為替予約	174	0	0
	通貨オプション			
	その他			
	合計		45	45

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(7) 複合金融商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	27,500	1,535	1,535
	合計		1,535	1,535

(注) 1 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。



1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引・金利先物取引等、通貨関連では通貨スワップ取引・為替予約取引等、有価証券関連では債券先物取引、債券オプション取引、その他にクレジットデリバティブ取引等を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、貸出金、有価証券等に係る市場関連リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を活用することとし、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)の取引は一定の取引枠や損失限度額を設けて行う方針であります。

(3) 取引の利用目的

当行は、固定金利運用・調達に係る金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引・金利先物取引等を、外貨建資産・負債に係る為替変動リスク及び流動性リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。また、トレーディング目的等で、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・クレジットデリバティブ取引等を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを内包しております。

市場リスクにつきましては、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを有しております。金利関連、通貨関連のデリバティブ取引は主にヘッジ目的の取引であるため、これら取引のもたらすリスクは小さいと考えております。

また、有価証券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクの市場リスクを有しておりますが、市場が大幅に変動して大きな損失を被る可能性がある場合には迅速な対応ができるよう管理体制を整備しております。

なお、信用リスクにつきましては、デリバティブ取引について高度なノウハウを有する銀行及び証券会社との取引を基本とし、かつ経済環境の変化等を背景とする取引相手先の信用状況の変動に対して機動的に対応することに努めております。また、クレジットデリバティブの信用リスクにつきましては、取引ごとの含み損益を市場実勢を基に算出して管理を行っております。

自己資本比率(国内基準)規制に基づき、算出した金利関連取引の信用リスク相当額は614百万円であります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

取引枠や損失限度額等の決裁権限は「証券国際部決裁権限規定」に定めております。これらの規定に従い、証券国際部においてデリバティブ取引の実行及び管理を行っております。

契約額・実現損益・評価損益等の取引執行状況は、月次で経営管理部を通じてALM委員会等に報告しております。

(6) 「取引の時価等に関する事項」についての補足説明

金利スワップ取引、クレジットデリバティブ取引における想定元本金額の受け払いは、実際には行われず、単に交換金額を計算するための算出基礎であります。従って想定元本額がそのまま市場リスク、信用リスクを表すものではありません。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション				
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 受取変動・支払 固定 金利オプション その他	745		6	6
	合計			6	6

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建 買建 通貨オプション その他	19,006 109 204	17,275	169 0 1	169 0 1
	合計			168	168

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション クレジット・デフォルト・スワップ 売建 買建	1,000		5	5
	合計			5	5

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。  
 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## ( 1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	72.29	22.84	59.54
1株当たり中間(当期) 純損失	円	110.87	174.38	156.31
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円			

(注) 1 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純損失				
中間(当期)純損失	百万円	41,373	100,303	67,645
普通株主に帰属しない 金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純損失	百万円	41,373	100,303	67,645
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	373,171	575,179	432,760
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜 在株式の概要		第一回優先株式 (発行済株式数30,000,000株)	第一回優先株式 (発行済株式数30,000,000株)	第一回優先株式 (発行済株式数 30,000,000株)

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、純損失が計上されているので、記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	62,064	68,123	68,458
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	35,084	35,097	35,073
(うち第一回優先株式)	30,000	30,000	30,000
(うち少数株主持分)	5,084	5,097	5,073
普通株式に係る中間期末 の純資産額(百万円)	26,980	33,026	33,385
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株 式の数(千株)	373,171	1,445,626	560,671

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(1) 当行は、平成18年10月13日、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務提携に基本合意いたしました。</p> <p>その主な内容は、次のとおりです。</p> <p>提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。</p> <p>株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、当行の不良債権処理のスピードアップを図ります。</p> <p>当行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、当行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。</p> <p>平成18年11月に株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから役員職を受け入れております。</p>	<p>平成19年10月1日、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）は、平成19年7月3日付けで締結した「株式譲渡契約」に基づき、株式会社九州親和ホールディングスより当行の発行する普通株式560,671,954株及び優先株式30,000,000株を取得しております。</p> <p>なお、ふくおかフィナンシャルグループが取得した優先株式30,000,000株については、平成19年10月1日付けで普通株式への転換がされました。それに伴い増加した普通株式の数は112,191,473株、増加後の普通株式の発行済株式の総数は1,557,818,427株となりました。</p>	<p>1 当行ならびに当行の親会社である株式会社九州親和ホールディングス（以下、「九州親和ホールディングス」といいます。）は、平成19年5月2日開催の取締役会において、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）に対して、経営支援要請を行う旨の決議をしております。</p> <p>経営支援の内容といたしましては、当行の事業継続性を確実なものとするため、以下の要請をさせていただきます。</p> <p>(1) 地域金融システムの安定化と地域経済の活性化に資する磐石な経営基盤を構築するため、ふくおかフィナンシャルグループ傘下において経営再建を進めていくこと。</p> <p>(2) 不良債権問題との訣別を図り、将来に亘り安定した財務基盤を構築するに足る自己資本の増強を支援いただくこと。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(2) 平成18年11月 8日開催の当行取締役会において、下記のとおり株主割当による普通株式の発行について決議し、当行の親会社である株式会社九州親和ホールディングスへ全額割当てしております。</p> <p>募集株式の種類 普通株式</p> <p>募集株式の数 187,500,000株</p> <p>払込金額 1株あたり160円</p> <p>払込金額の総額 30,000,000,000円</p> <p>募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日(払込期日) 平成18年12月 6日(水曜日)</p> <p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>b 増加する資本金の総額 15,000,000,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 15,000,000,000円</p> <p>募集方法及び各株主が割当てを受ける募集株式の数 募集方法は株主割当とし、平成18年12月 4日(月曜日)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主に対し、その所有株式数につき、373,171,954 : 187,500,000(所有株式373,171,954株につき187,500,000株)の割合をもって割当てを受ける権利を与える。</p> <p>募集株式の引受けの申込みの期日(申込期間) 平成18年12月 5日(火曜日)</p> <p>株式の払込みを取り扱う銀行及び取扱場所 長崎県佐世保市島瀬町10番12号 株式会社 親和銀行 本店</p>		<p>2 当行及び九州親和ホールディングスは、平成19年 5月24日開催の取締役会において、ふくおかフィナンシャルグループとの間で、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、当行をふくおかフィナンシャルグループの完全子会社とする経営統合を実施し、当行の経営再建及び資本支援等を実施すること等を約した「経営支援に係る基本合意書」を締結すること、及び九州親和ホールディングスについては、株主の承認を前提に解散し当該経営統合により当行がふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となった後、速やかに清算手続を行うことを決議しております。</p> <p>経営支援に係る基本合意の内容は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 経営支援の目的 当行のお取引先の保護及び地域金融システムの安定化を確保する観点から、将来に渡る当行の事業継続性を維持・向上させることを目指してまいります。 九州親和ホールディングス及びふくおかフィナンシャルグループは、本件経営統合及びふくおかフィナンシャルグループの当行に対する資本支援を含む経営支援により当行の真の再生を実現し、グループ力を結集し地域金融機関としての地位を揺るぎないものとし、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化を実現してまいります。</p> <p>(2) 基本合意の内容 本件経営統合の形態 ふくおかフィナンシャルグループは、当行をふくおかフィナンシャルグループの完全子会社といたします。 本件経営統合の方法 九州親和ホールディングスの保有する当行株式の全部及びしんわディーシーカード株式会社の株式の全部をふくおかフィナンシャルグループに譲渡することにより行うものといたします。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>(3) 本件経営統合に関する契約の締結  ふくおかフィナンシャルグループと当行及び九州親和ホールディングスは、平成19年7月6日を目処に本件経営統合に関する契約を締結いたします。</p> <p>(4) 本件経営統合の実行日  平成19年10月1日以降といたします。</p> <p>(5) 株式譲渡価格  ふくおかフィナンシャルグループが九州親和ホールディングスに交付すべき対価は、760億円を上限とし、ふくおかフィナンシャルグループが平成19年6月末日までを目処として実施するデューデリジェンスの結果を考慮の上、決定するものといたします。  なお、株式譲渡価格は、「インカムアプローチ」(DCF法)を基本に、現時点での資産状況等様々な観点から協議し上限価格を定めました。今後、デューデリジェンスの結果を織り込み、合わせて両社の株主利益を確保するため、第三者機関により財務的観点からの妥当性をさらに検証のうえ譲渡価格を確定することといたします。</p> <p>(6) 資本支援  ふくおかフィナンシャルグループは、本件経営統合に係る前提条件の全部が充足された場合には、当行の十分な自己資本比率が確保されるよう、資本増強に協力いたします。</p> <p>(7) 今後のスケジュール(提出日現在の予定)  平成19年7月6日まで  本件経営統合に関する契約締結  平成19年9月7日まで  臨時株主総会  a 九州親和ホールディングス議案  当行株式の全部譲渡及び九州親和ホールディングス解散  b ふくおかフィナンシャルグループ議案  当行株式の譲受  平成19年10月1日以降  本件経営統合</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>3 平成19年 5月24日開催の取締役会決議に基づく減資、準備金およびその他資本剰余金減少に関する議案について、平成19年 6月28日開催の定時株主総会におきまして、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 資本の減少</p> <p>目的 平成19年 3月期末における繰越損失62,320,298,034円を一掃するため。</p> <p>減少する資本金の額 資本金の額45,213,505,000円を7,682,248,290円減少して、37,531,256,710円とする。</p> <p>資本金減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。</p> <p>欠損の填補に充てる額 7,682,248,290円</p> <p>資本減少の日程</p> <p>a 株主総会決議日 平成19年 6月28日</p> <p>b 債権者異議申述最終期日 平成19年 8月 6日(予定)</p> <p>c 効力発生日 平成19年 8月 7日(予定)</p> <p>(2) 準備金の減少</p> <p>目的 平成19年 3月期末における繰越損失62,320,298,034円を一掃するため。</p> <p>減少する準備金の額 準備金の総額45,238,049,744円から資本準備金の全額にあたる33,042,352,762円および利益準備金の全額にあたる12,195,696,982円の合計額45,238,049,744円を減少させる。</p> <p>欠損の填補に充てる額 減少額の全額を欠損の補填に充てる。</p> <p>資本準備金減少の日程</p> <p>a 株主総会決議日 平成19年 6月28日</p> <p>b 債権者異議申述最終期日 平成19年 8月 6日(予定)</p> <p>c 効力発生日 平成19年 8月 7日(予定)</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>(3) その他資本剰余金の減少 目的 平成19年3月期末における繰越損失62,320,298,034円を一掃するため。 減少するその他資本剰余金の額 その他資本剰余金の総額9,400,000,000円からその他資本剰余金の全額にあたる9,400,000,000円を減少させる。 欠損の填補に充てる額 減少額の全額を欠損の補填に充てる。 その他資本剰余金減少の日程 a 株主総会決議日 平成19年6月28日 b 効力発生日 平成19年8月7日(予定)</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	68,915	2.87	71,833	3.25	61,878	2.61
コールローン		61,178	2.55	164,672	7.44	160,520	6.77
買入金銭債権		18	0.00	19,750	0.89	13	0.00
商品有価証券		659	0.03	1,344	0.06	777	0.03
金銭の信託	6	6,787	0.28	3,598	0.16	3,631	0.15
有価証券	1 8,15	654,361	27.28	578,970	26.15	591,809	24.95
貸出金	2,3 4,5,6 7,9	1,574,916	65.66	1,441,978	65.14	1,547,678	65.26
外国為替	7	1,832	0.08	1,781	0.08	5,802	0.25
その他資産	8	14,997	0.63	11,178	0.51	12,595	0.53
有形固定資産	10 11,14	60,667	2.53	52,687	2.38	59,526	2.51
無形固定資産		1,394	0.06	1,295	0.06	1,376	0.06
繰延税金資産		29,497	1.23	20,655	0.93	25,064	1.06
支払承諾見返	15	28,100	1.17	14,098	0.64	15,599	0.66
貸倒引当金	6	100,317	4.18	164,486	7.43	111,390	4.70
投資損失引当金		4,555	0.19	5,662	0.26	3,284	0.14
資産の部合計		2,398,454	100.00	2,213,696	100.00	2,371,599	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		2,108,700	87.92	2,015,200	91.03	2,123,586	89.54
譲渡性預金		60,539	2.52	59,530	2.69	54,437	2.30
売現先勘定	8	553	0.02				
債券貸借取引受入担保金	8	75,044	3.13			47,571	2.01
借入金	12	14,316	0.60	12,659	0.57	13,734	0.58
外国為替		12	0.00	26	0.00	17	0.00
社債	13	15,000	0.63	15,000	0.68	15,000	0.63
その他負債		10,163	0.42	11,349	0.51	10,980	0.46
賞与引当金		819	0.04			773	0.03
退職給付引当金		11,348	0.47	10,091	0.46	11,022	0.47
関係会社支援引当金		761	0.03				
睡眠預金払戻損失引当金				386	0.02		
再評価に係る繰延税金負債	14	16,305	0.68	13,755	0.62	15,968	0.67
支払承諾	15	28,100	1.17	14,098	0.64	15,599	0.66
負債の部合計		2,341,666	97.63	2,152,098	97.22	2,308,691	97.35

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		30,213	1.26	87,531	3.95	45,213	1.91
資本剰余金		27,442	1.15	49,999	2.26	42,442	1.79
資本準備金		18,042		49,999		33,042	
その他資本剰余金		9,400				9,400	
利益剰余金		24,396	1.02	97,316	4.40	50,124	2.12
利益準備金		12,195				12,195	
その他利益剰余金		36,592		97,316		62,320	
繰越利益剰余金		36,592		97,316		62,320	
株主資本合計		33,259	1.39	40,214	1.81	37,531	1.58
其他有価証券評価差額金		1,428	0.06	2,999	0.14	3,752	0.16
土地再評価差額金	14	22,099	0.92	18,383	0.83	21,623	0.91
評価・換算差額等合計		23,528	0.98	21,383	0.97	25,376	1.07
純資産の部合計		56,787	2.37	61,598	2.78	62,907	2.65
負債及び純資産の部合計		2,398,454	100.00	2,213,696	100.00	2,371,599	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		31,515	100.00	27,520	100.00	72,891	100.00
資金運用収益		25,204		22,545		51,816	
(うち貸出金利息)		(19,533)		(18,638)		(38,659)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,346)		(3,177)		(12,286)	
役務取引等収益		4,350		4,561		8,979	
その他業務収益		1,113		287		8,468	
その他経常収益		847		125		3,626	
経常費用		64,666	205.19	119,745	435.12	130,399	178.90
資金調達費用		3,551		4,051		8,116	
(うち預金利息)		(941)		(2,924)		(2,812)	
役務取引等費用		1,614		1,514		3,192	
その他業務費用		7		1,892		2,506	
営業経費	1	15,487		13,967		30,306	
その他経常費用	2	44,005		98,319		86,277	
経常損失		33,151	105.19	92,224	335.12	57,508	78.90
特別利益		301	0.96	803	2.92	1,075	1.48
特別損失	3	279	0.89	6,651	24.17	529	0.73
税引前中間(当期)純損失		33,128	105.12	98,072	356.37	56,962	78.15
法人税、住民税及び事業税		546	1.73	28	0.10	365	0.50
法人税、住民税及び事業税 還付金				96	0.35		
法人税等調整額		7,784	24.70	2,551	9.27	10,336	14.18
中間(当期)純損失		41,459	131.55	100,555	365.39	67,664	92.83

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	30,213	18,042	9,400	27,442	12,195	4,892	17,088	74,744
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)						187	187	187
中間純損失						41,459	41,459	41,459
土地再評価差額金の取崩						162	162	162
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)						41,484	41,484	41,484
平成18年9月30日残高(百万円)	30,213	18,042	9,400	27,442	12,195	36,592	24,396	33,259

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,658	22,261	24,920	99,664
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				187
中間純損失				41,459
土地再評価差額金の取崩				162
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	1,230	162	1,392	1,392
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	1,230	162	1,392	42,877
平成18年9月30日残高(百万円)	1,428	22,099	23,528	56,787

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	45,213	33,042	9,400	42,442	12,195	62,320	50,124	37,531
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	49,999	49,999		49,999				99,999
減資(注)	7,682					7,682	7,682	
資本準備金の取崩(注)		33,042		33,042		33,042	33,042	
その他資本剰余金の取崩(注)			9,400	9,400		9,400	9,400	
利益準備金の取崩(注)					12,195	12,195		
中間純損失						100,555	100,555	100,555
土地再評価差額金の取崩						3,239	3,239	3,239
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	42,317	16,957	9,400	7,557	12,195	34,996	47,191	2,683
平成19年9月30日残高(百万円)	87,531	49,999		49,999		97,316	97,316	40,214

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	3,752	21,623	25,376	62,907
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				99,999
減資(注)				
資本準備金の取崩(注)				
その他資本剰余金の取崩(注)				
利益準備金の取崩(注)				
中間純損失				100,555
土地再評価差額金の取崩				3,239
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	753	3,239	3,992	3,992
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	753	3,239	3,992	1,309
平成19年9月30日残高(百万円)	2,999	18,383	21,383	61,598

(注) 平成19年6月28日の定時株主総会決議に基づき、平成19年8月13日に取崩しを行っております。



前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	30,213	18,042	9,400	27,442	12,195	4,892	17,088	74,744
事業年度中の変動額								
新株の発行	15,000	15,000		15,000				30,000
剰余金の配当(注)						187	187	187
当期純損失						67,664	67,664	67,664
土地再評価差額金の取崩						638	638	638
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計 (百万円)	15,000	15,000		15,000		67,212	67,212	37,212
平成19年3月31日残高(百万円)	45,213	33,042	9,400	42,442	12,195	62,320	50,124	37,531

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,658	22,261	24,920	99,664
事業年度中の変動額				
新株の発行				30,000
剰余金の配当(注)				187
当期純損失				67,664
土地再評価差額金の取崩				638
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	1,094	638	455	455
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,094	638	455	36,757
平成19年3月31日残高(百万円)	3,752	21,623	25,376	62,907

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ64百万円増加しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これ	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ61百万円増加しております。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
5 繰延資産の処理方法	(1) 新株発行費 3年間の均等償却を行っております。  (2) 社債発行費 3年間の均等償却を行っております。	(1) 株式交付費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間会計期間より財務内容の健全化のため、前事業年度末に計上した繰延資産を含む全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ464百万円増加しております。  (2) 社債発行費 全額を費用として処理しております。 (会計方針の変更) 従前は「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)に基づき、繰延資産として計上し、償却を行っていましたが、当中間会計期間より財務内容の健全化のため、前事業年度末に計上した繰延資産の全額を費用として処理しております。これにより、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ69百万円増加しております。	(1) 株式交付費 定額法により3年で償却しております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した新株発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。  (2) 社債発行費 3年間の均等償却を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,975百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は69,588百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は62,384百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		また、当中間会計期間より上記キャッシュ・フロー見積法を適用したことに伴い、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合と比べ、28,414百万円増加しております。	
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) (追加情報) 従来、賞与引当金を賞与支給見込額に基づいて計上しておりましたが、当中間会計期間より、中間財務諸表作成時において賞与支給額の確定が可能になりましたので、当中間会計期間に負担すべき金額を賞与引当金としてでなくその他負債(未払費用)に含めて計上しております。	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(5) 関係会社支援引当金 関係会社支援引当金は、関係会社の債務超過にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。	(5)	(5)
	(6)	(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、当中間会計期間から負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻は、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が当中間会計期間から適用されたことに伴い、上記引当金を計上しております。 これにより、従来の方法に比べ経常費用は386百万円増加し、経常損失、税引前中間純損失は386百万円それぞれ増加しております。	(6)
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は56,787百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した新株発行費及び社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は62,907百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>前事業年度においてその他資産の内訳として表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。</p> <p>また、前事業年度においてその他経常費用の内訳として表示していた「新株発行費償却」は当事業年度より「株式交付費償却」として表示しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)            固定資産の減損に係る会計基準の適用に当たり、事業用資産については、グルーピングの単位をエリア制の店舗についてはエリア単位としておりましたが、営業推進体制の見直しによりエリア制を廃止したため、営業店単位(出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング)に変更しております。この変更により、従来の方法に比べ、税引前中間純損失が1,092百万円増加しております。</p>	



表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>1 当行並びに株式会社九州親和ホールディングス（以下、「九州親和ホールディングス」といいます。）及び株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）は、平成19年7月3日開催の取締役会において、株主の承認及び関係当局の認可等を前提として、九州親和ホールディングスの保有する当行及びしんわディーシーカード株式会社の全株式をふくおかフィナンシャルグループに平成19年10月1日以降において総額760億円で譲渡すること等を約した株式譲渡契約を締結することを決議しております。</p> <p>2 株式の譲渡に係る平成19年8月29日付九州親和ホールディングス臨時株主総会における承認及び平成19年9月27日付関係当局からの認可取得により、ふくおかフィナンシャルグループによる当行の子会社化に係る全ての前提条件が充足されたため、平成19年9月28日、当行はふくおかフィナンシャルグループを引受先とする第三者割当増資を実施し、発行総額約1,000億円の資本支援を受けております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 関係会社の株式及び出資額総額 12,683百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,759百万円、延滞債権額は150,578百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資額総額 13,027百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,619百万円、延滞債権額は171,232百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については該当ありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額及び出資総額 12,954百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,547百万円、延滞債権額は159,090百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は250百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,114百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は193,476百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は105,104百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を41,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額146,916百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託のうち3,826百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,157百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は94,526百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は271,378百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は77,468百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を40,727百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額118,196百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,554百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,611百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は197,500百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は92,688百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を41,267百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額133,955百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,618百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,599百万円及び預け金6百万円、その他の資産64百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行なっている有価証券は79,165百万円であり、対応する売現先勘定は553百万円、債券貸借取引受入担保金は75,044百万円であります。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は2,405百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、435,603百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券149,681百万円及び預け金4百万円、その他の資産562百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,399百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、421,898百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが418,477百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券191,770百万円、預け金4百万円及びその他の資産61百万円を差し入れております。また、現金担保付債券貸借取引による貸出を行なっている有価証券は48,206百万円であり、対応する債券貸借取引受入担保金は47,571百万円であります。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は2,399百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、403,775百万円あります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
10 有形固定資産の減価償却累計額 35,911百万円	10 有形固定資産の減価償却累計額 34,149百万円	10 有形固定資産の減価償却累計額 35,144百万円
11 有形固定資産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 有形固定資産の圧縮記帳額 9,317百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 有形固定資産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)
12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。	12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。	12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。
13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。	13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。	13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。
14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。	14 同左	14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,113百万円

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,404百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,270百万円減少します。</p>	<p>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,420百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,420百万円減少しております。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 501百万円 無形固定資産 194百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額36,985百万円、株式等償却2,062百万円及び投資損失引当金繰入額2,367百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <p>長崎県内 1か所 減損損失額 2百万円 長崎県外 4か所 減損損失額 6百万円</p> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <p>長崎県内 1か所 減損損失額 11百万円 長崎県外 3か所 減損損失額 127百万円</p> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(148百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p> <p>遊休資産は、各々独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 500百万円 無形固定資産 207百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額90,734百万円、株式等償却979百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <p>長崎県内 15か所 減損損失額 92百万円 長崎県外 7か所 減損損失額 590百万円</p> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <p>長崎県内 12か所 減損損失額 2,771百万円 長崎県外 19か所 減損損失額 2,937百万円</p> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の事業用資産(処分予定を含む)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないこと、又は割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6,392百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ) 資産グループの概要</p> <p>共用資産 銀行全体に関する資産(本部、社宅・寮、ATMコーナー等) 事業用資産 事業の用に供する資産</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,036百万円 無形固定資産 402百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額78,820百万円、投資損失引当金繰入額1,096百万円を含んでおります。</p> <p>3 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <p>長崎県内 16か所 減損損失額 32百万円 長崎県外 7か所 減損損失額 14百万円</p> <p>(2)事業用店舗(土地建物)</p> <p>長崎県内 2か所 減損損失額 27百万円 長崎県外 3か所 減損損失額 133百万円</p> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(206百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>事業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p> <p>遊休資産は、各々独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価</p>



<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>	<p>遊休資産 店舗・社宅跡地等 連結子会社 (口) グループिंगの方法 共用資産 銀行全体を一体としてグループिंग 事業用資産 原則、営業店単位。ただし、出張所等の母店との相互関係が強い店舗は母店と一緒にグループिंग。処分予定資産については各々独立した資産としてグループिंग 遊休資産 各々が独立した資産としてグループिंग 連結子会社 個社毎にグループिंग (回収可能価額の算定方法等) 当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成14年7月3日改正)」等に基づき算定しております。</p>	<p>額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,473百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,473百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,190百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,190百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,282百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,282百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>873百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,409百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,282百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>471百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>471百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	4,473百万円	合計	4,473百万円	動産	2,190百万円	合計	2,190百万円	動産	2,282百万円	合計	2,282百万円	1年内	873百万円	1年超	1,409百万円	合計	2,282百万円	支払リース料	471百万円	減価償却費相当額	471百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>3,995百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,995百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,223百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,223百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,772百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,772百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>567百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,246百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,814百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末相当額は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合に伴い会計基準を統一するために当中間会計期間より支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>346百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>311百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>30百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	3,995百万円	合計	3,995百万円	動産	2,223百万円	合計	2,223百万円	動産	1,772百万円	合計	1,772百万円	1年内	567百万円	1年超	1,246百万円	合計	1,814百万円	支払リース料	346百万円	減価償却費相当額	311百万円	支払利息相当額	30百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,813百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,813百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,592百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,592百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,220百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,220百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>900百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,320百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,220百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料及び減価償却費相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>918百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>918百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	4,813百万円	合計	4,813百万円	動産	2,592百万円	合計	2,592百万円	動産	2,220百万円	合計	2,220百万円	1年内	900百万円	1年超	1,320百万円	合計	2,220百万円	支払リース料	918百万円	減価償却費相当額	918百万円
動産	4,473百万円																																																																					
合計	4,473百万円																																																																					
動産	2,190百万円																																																																					
合計	2,190百万円																																																																					
動産	2,282百万円																																																																					
合計	2,282百万円																																																																					
1年内	873百万円																																																																					
1年超	1,409百万円																																																																					
合計	2,282百万円																																																																					
支払リース料	471百万円																																																																					
減価償却費相当額	471百万円																																																																					
動産	3,995百万円																																																																					
合計	3,995百万円																																																																					
動産	2,223百万円																																																																					
合計	2,223百万円																																																																					
動産	1,772百万円																																																																					
合計	1,772百万円																																																																					
1年内	567百万円																																																																					
1年超	1,246百万円																																																																					
合計	1,814百万円																																																																					
支払リース料	346百万円																																																																					
減価償却費相当額	311百万円																																																																					
支払利息相当額	30百万円																																																																					
動産	4,813百万円																																																																					
合計	4,813百万円																																																																					
動産	2,592百万円																																																																					
合計	2,592百万円																																																																					
動産	2,220百万円																																																																					
合計	2,220百万円																																																																					
1年内	900百万円																																																																					
1年超	1,320百万円																																																																					
合計	2,220百万円																																																																					
支払リース料	918百万円																																																																					
減価償却費相当額	918百万円																																																																					

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失 はありません。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によ っております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失 はありません。	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失 はありません。
	2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 273百万円 1年超 549百万円 合計 822百万円	

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(1) 当行は、平成18年10月13日、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務提携に基本合意いたしました。</p> <p>その主な内容は、次のとおりです。</p> <p>提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。</p> <p>株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、当行の不良債権処理のスピードアップを図ります。</p> <p>当行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、当行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。</p> <p>平成18年11月に株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから役員を受け入れております。</p> <p>(2) 平成18年11月 8日開催の当行取締役会において、下記のとおり株主割当による普通株式の発行について決議し、当行の親会社である株式会社九州親和ホールディングスへ全額割当てしております。</p> <p>募集株式の種類</p> <p style="text-align: right;">普通株式</p> <p>募集株式の数</p> <p style="text-align: right;">187,500,000株</p> <p>払込金額</p> <p style="text-align: right;">1株あたり160円</p> <p>払込金額の総額</p> <p style="text-align: right;">30,000,000,000円</p> <p>募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日(払込期日)</p> <p style="text-align: right;">平成18年12月 6日(水曜日)</p>	<p>平成19年10月 1日、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。)は、平成19年 7月 3日付けで締結した「株式譲渡契約」に基づき、株式会社九州親和ホールディングスより当行の発行する普通株式560,671,954株及び優先株式30,000,000株を取得しております。</p> <p>なお、ふくおかフィナンシャルグループが取得した優先株式30,000,000株については、平成19年10月1日付けで普通株式への転換がされました。それに伴い増加した普通株式の数は112,191,473株、増加後の普通株式の発行済株式の総数は1,557,818,427株となりました。</p>	<p>1 当行ならびに当行の親会社である株式会社九州親和ホールディングス(以下、「九州親和ホールディングス」といいます。)は、平成19年 5月 2日開催の取締役会において、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。)に対して、経営支援要請を行う旨の決議をしております。</p> <p>経営支援の内容といたしましては、当行の事業継続性を確実なものとするため、以下の要請をさせていただきます。</p> <p>(1) 地域金融システムの安定化と地域経済の活性化に資する磐石な経営基盤を構築するため、ふくおかフィナンシャルグループ傘下において経営再建を進めていくこと。</p> <p>(2) 不良債権問題との訣別を図り、将来に亘り安定した財務基盤を構築するに足る自己資本の増強を支援いただくこと。</p> <p>2 当行及び九州親和ホールディングスは、平成19年 5月24日開催の取締役会において、ふくおかフィナンシャルグループとの間で、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、当行をふくおかフィナンシャルグループの完全子会社とする経営統合を実施し、当行の経営再建及び資本支援等を実施すること等を約した「経営支援に係る基本合意書」を締結すること、及び九州親和ホールディングスについては、株主の承認を前提に解散し当該経営統合により当行がふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となった後、速やかに清算手続を行うことを決議しております。</p> <p>経営支援に係る基本合意の内容は、以下のとおりであります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>b 増加する資本金の総額 15,000,000,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 15,000,000,000円</p> <p>募集方法及び各株主が割当てを受ける募集株式の数 募集方法は株主割当とし、平成18年12月4日(月曜日)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主に対し、その所有株式数につき、373,171,954 : 187,500,000 (所有株式373,171,954株につき187,500,000株)の割合をもって割当てを受ける権利を与える。</p> <p>募集株式の引受けの申込みの期日(申込期間) 平成18年12月5日(火曜日) 株式の払込みを取り扱う銀行及び取扱場所 長崎県佐世保市島瀬町10番12号 株式会社 親和銀行 本店</p>		<p>(1) 経営支援の目的 当行のお取引先の保護及び地域金融システムの安定化を確保する観点から、将来に渡る当行の事業継続性を維持・向上させることを目指してまいります。 九州親和ホールディングス及びふくおかフィナンシャルグループは、本件経営統合及びふくおかフィナンシャルグループの当行に対する資本支援を含む経営支援により当行の真の再生を実現し、グループ力を結集し地域金融機関としての地位を揺るぎないものとし、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化を実現してまいります。</p> <p>(2) 基本合意の内容 本件経営統合の形態 ふくおかフィナンシャルグループは、当行をふくおかフィナンシャルグループの完全子会社といたします。 本件経営統合の方法 九州親和ホールディングスの保有する当行株式の全部及びしんわディーシーカード株式会社の株式の全部をふくおかフィナンシャルグループに譲渡することにより行うものといたします。</p> <p>(3) 本件経営統合に関する契約の締結 ふくおかフィナンシャルグループと当行及び九州親和ホールディングスは、平成19年7月6日を目処に本件経営統合に関する契約を締結いたします。</p> <p>(4) 本件経営統合の実行日 平成19年10月1日以降といたします。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>(5) 株式譲渡価格          ふくおかフィナンシャルグループが九州親和ホールディングスに交付すべき対価は、760億円を上限とし、ふくおかフィナンシャルグループが平成19年6月末日までを目処として実施するデューデリジェンスの結果を考慮の上、決定するものいたします。          なお、株式譲渡価格は、「インカムアプローチ」(DCF法)を基本に、現時点での資産状況等様々な観点から協議し上限価格を定めました。今後、デューデリジェンスの結果を織り込み、合わせて両社の株主利益を確保するため、第三者機関により財務的観点からの妥当性をさらに検証のうえ譲渡価格を確定することいたします。</p> <p>(6) 資本支援          ふくおかフィナンシャルグループは、本件経営統合に係る前提条件の全部が充足された場合には、当行の十分な自己資本比率が確保されるよう、資本増強に協力いたします。</p> <p>(7) 今後のスケジュール(提出日現在での予定)          平成19年7月6日まで          本件経営統合に関する契約締結          平成19年9月7日まで          臨時株主総会          a 九州親和ホールディングス議案          当行株式の全部譲渡及び九州親和ホールディングス解散          b ふくおかフィナンシャルグループ議案          当行株式の譲受          平成19年10月1日以降          本件経営統合</p>



前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>3 平成19年 5月24日開催の取締役会決議に基づく減資、準備金およびその他資本剰余金減少に関する議案について、平成19年 6月28日開催の定時株主総会におきまして、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 資本の減少</p> <p>目的 平成19年 3月期末における繰越損失62,320,298,034 円を一掃するため。</p> <p>減少する資本金の額 資本金の額45,213,505,000円を7,682,248,290円減少して、37,531,256,710円とする。</p> <p>資本金減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。</p> <p>欠損の填補に充てる額 7,682,248,290円</p> <p>資本減少の日程</p> <p>a 株主総会決議日 平成19年 6月28日</p> <p>b 債権者異議申述最終期日 平成19年 8月 6日(予定)</p> <p>c 効力発生日 平成19年 8月 7日(予定)</p> <p>(2) 準備金の減少</p> <p>目的 平成19年 3月期末における繰越損失62,320,298,034円を一掃するため。</p> <p>減少する準備金の額 準備金の総額45,238,049,744円から資本準備金の全額にあたる33,042,352,762円および利益準備金の全額にあたる12,195,696,982円の合計額45,238,049,744円を減少させる。</p> <p>欠損の填補に充てる額 減少額の全額を欠損の補填に充てる。</p> <p>資本準備金減少の日程</p> <p>a 株主総会決議日 平成19年 6月28日</p> <p>b 債権者異議申述最終期日 平成19年 8月 6日(予定)</p> <p>c 効力発生日 平成19年 8月 7日(予定)</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>(3) その他資本剰余金の減少 目的 平成19年3月期末における繰越損失62,320,298,034円を一掃するため。 減少するその他資本剰余金の額 その他資本剰余金の総額9,400,000,000円からその他資本剰余金の全額にあたる9,400,000,000円を減少させる。 欠損の填補に充てる額 減少額の全額を欠損の補填に充てる。 その他資本剰余金減少の日程 a 株主総会決議日 平成19年6月28日 b 効力発生日 平成19年8月7日(予定)</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書  
及びその添付書類

事業年度 (第108期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月28日 福岡財務支局長に提出。
-----------------	-----------------------------	---------------------------

  
- (2) 臨時報告書

		平成19年7月5日 福岡財務支局長に提出。
--	--	--------------------------

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債権の取立不能又は取立遅延のおそれ)に基づく臨時報告書であります。

  
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書

		平成19年8月6日 福岡財務支局長に提出。
--	--	--------------------------

平成19年6月28日提出の第108期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

  
- (4) 有価証券届出書  
及びその添付書類

		平成19年8月9日 福岡財務支局長に提出。
--	--	--------------------------

普通株式の第三者割当増資に係る有価証券届出書であります。

  
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書

		平成19年8月29日 福岡財務支局長に提出。
--	--	---------------------------

平成19年8月9日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

  
- (6) 臨時報告書

		平成19年9月28日 福岡財務支局長に提出。
--	--	---------------------------

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)及び第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

  
- (7) 臨時報告書

		平成19年10月1日 福岡財務支局長に提出。
--	--	---------------------------

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 行 正 晴 實  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 島 猛 博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 10 月 13 日に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で業務提携を行うことで基本合意した。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 8 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 18 年 12 月 6 日に親会社である株式会社九州親和ホールディングスに対して普通株式を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 喜多村 教 證  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村 田 賢 治  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 行 正 晴 實  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 島 猛 博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 108 期事業年度の中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 10 月 13 日に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で業務提携を行うことで基本合意した。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 8 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 18 年 12 月 6 日に親会社である株式会社九州親和ホールディングスに対して普通株式を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 喜多村 教 證  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村 田 賢 治  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 109 期事業年度の中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

